

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外渡航支援) 実施要領

平成 26 年 4 月 1 日 決裁
平成 26 年 5 月 30 日 一部改正
平成 27 年 3 月 30 日 一部改正
平成 27 年 8 月 14 日 一部改正
平成 27 年 10 月 22 日 一部改正
平成 28 年 3 月 25 日 一部改正
平成 29 年 1 月 19 日 一部改正
平成 29 年 3 月 31 日 一部改正
平成 30 年 3 月 30 日 一部改正
平成 31 年 3 月 28 日 一部改正
令和元年 12 月 3 日 一部改正
令和 2 年 3 月 27 日 一部改正
令和 4 年 3 月 31 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

(通則)

第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外渡航支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(実施期間)

第 3 条 実施期間は原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。

(補助対象経費)

第 4 条 交付要綱別表 2 二海外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。

- (1) 航空運賃
- (2) 燃油サーチャージ
- (3) 航空保険特別料金
- (4) 空港税
- (5) 海外での宿泊料

- (6) 航空券または宿泊に係る手配手数料
 - (7) 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び手荷物受託手数料、保険料金（LCCを活用した場合）
- 2 交付要綱別表2一海外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。
- (1) 沖縄県内離島を拠点とする事業者が、沖縄本島を經由して海外渡航する際における、次に掲げる経費
 - ア 本島と離島間の航空賃または船舶運賃の半額を上限とする
 - イ 乗継時間の関係等やむを得ない事情で必要となる国内宿泊料（一泊あたり税込9,800円の2分の1以内を補助上限とする。ただし、実費が9,800円より低い場合は、実費の2分の1以内とする。）
 - (2) 日本本土又は海外を經由して渡航する際における、次に掲げる経費（一泊あたり税込9,800円の2分の1以内を補助上限とする。ただし、実費が9,800円より低い場合は、実費の2分の1以内とする。）
 - ア 経済的に合理性が認められる場合における日本本土又は海外における宿泊料
 - イ 乗継時間の関係でやむを得ない場合に必要となる日本本土又は海外における宿泊料
 - (3) 交付要綱別表1一海外渡航支援要件のなお書きに該当する場合、海外渡航に要する本条第1項(1)から(7)の経費とし、日本本土への移動費及び日本本土内での移動費、日本本土での宿泊費など、別用務に要した経費を除くものとする。
 - (4) イベントもしくは実演販売のために必要な調理等を行う者の渡航及び宿泊に係る経費
- 3 航空賃の額は、旅行先の区分に応じた別表の単価による。但し、航空賃実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。
- 4 海外での宿泊料は、旅行先の区分に応じた別表の単価による。但し、宿泊料実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。

（補助対象外経費）

- 第5条** 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。
- 2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。
 - 3 国際観光旅客税については、補助対象外とする。

（交付の申請）

- 第6条** 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
 - ア 履歴事項全部証明書（写し可）

- イ 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）
- ウ 国税納税証明書（法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）
- エ 誓約書・確認書（別紙1-1）
- オ 年間計画書（別紙1-2）
- (2) 申請の都度必要となるもの
 - ア 会社概要（別紙2）
 - イ 企画書（別紙3）
 - ウ 収支計算書（別紙4）
 - エ 収支計算書内訳（別紙4-1）
- 2 設立1年未満の事業者による申請
決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。
- 3 個人事業主の証明書類
法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。
 - (1) 国税事務所が発行する確定申告書
 - (2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票
 - (3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの
- 4 交付要綱別表1-海外渡航支援要件のなお書きに該当する場合の事業期間は30日以内であることとし、それ以上の事業期間はいかなる場合も認めない。なお、この場合の出発地及び到着地を沖縄県とする。
- 5 収支計算書内訳においては、積算した補助金基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

（実績報告）

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書（別紙5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類
- 2 交付要綱別表1-海外渡航支援要件のなお書きに該当する場合における交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 補助事業実施期間中に沖縄県内に居住していることを証明するため、補助事

業終了後に取得した住民票（写）

- (2) 沖縄から日本本土へ移動したことを証明する航空券（写）等、日本本土から海外への渡航費及び国内での宿泊料が確認できる明細。
- (3) 前2号のいずれかでも提出できない場合、補助対象としない。
- (4) その他参考となる書類

（為替レート）

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

（雑則）

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

別表（第4条関係）

運賃単価（往復分及び宿泊単価）

（単位：円）

国名	運賃単価 （往復分）	宿泊単価 （1泊）
シンガポール	35,000	6,000
マレーシア	43,000	3,000
タイ	29,000	4,000
中国	27,000	3,000
香港	22,000	4,000
マカオ	22,000	4,000
台湾	17,000	4,000
韓国	14,000	4,000
その他	27,000	3,000